

# 高座清掃施設組合条件付一般競争入札の参加条件に関する事務取扱基準

平成24年3月29日決定

(趣旨)

第1条 この基準は、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の適正な実施を確保するため、高座清掃施設組合条件付一般競争入札等事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）第19条の規定に基づき、一般競争入札の参加条件の決定に関し必要な事項を定める。

(発注区分)

第2条 組合長は、入札を次表の区分により発注する。

発注区分	区 域
第1区分	第1区域
第2区分	上記区域及び第2区域
第3区分	上記区域及び第3区域
第4区分	上記区域及び第4区域
備考 この表において「区域」とは、別表第1に掲げる認定者の本店所在地の区域をいう。	

(発注区分の設定)

第3条 発注区分は、別表第2に定めるとおり、設計金額に応じ設定する。ただし、対象者（取扱要領第3条第1号に掲げる競争入札参加資格者名簿へ掲載された者のうち、入札案件ごとに別に定める入札参加条件を満たす者をいう。）が、次表に定める対象者数に満たない場合には、対象者数が確保できる発注区分を設定するものとする。

発注区分	対象者数	備 考
第1区分	10者以上	設計金額150万円以下（工事は300万円以下）の案件の場合は、対象者数を5者以上と読み替える。
第2区分	10者以上	
第3区分	15者以上	
第4区分	——	

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる入札については、発注区分を高座清掃施設組合入札・契約制度検討委員会の意見を聴き、定めることができる。

- (1) 組合議会の議決を必要とする契約に係る入札
  - (2) 特定建設工事共同企業体を結成して行う契約に係る入札
  - (3) その他組合長が必要と認める入札
- (発注区分の拡大)

第4条 発注区分が第1区分、第2区分又は第3区分で入札の公告をした場合に、申込者が2者に満たないときは、入札日を変更する場合を除き、発注区分を第4区分に拡大して、再度、入札の公告を行う。

2 過去に実施した入札と契約目的及び履行内容の大部分が同じ入札を執行する場合、前回の入札の落札者が属する発注区分が別表第2に規定する設計金額に応じた発注区分以外の場合は、当該落札者が属する区分に拡大して行う。

3 前項の規定にかかわらず、特殊工法ほか高度な技術力が必要な工事等を施工する場合及び競争の確保が見込まれない場合で、組合長が必要と認めるときは、発注区分を拡大することができる。

(手持件数による参加制限)

第5条 組合長は、入札の参加条件を定める場合において、手持件数（開札の日から組合が工事の完成又は業務の完了を確認した日までの間にある契約の件数をいう。）の上限数を定め、工事等の品質の確保等適正な入札執行に必要な場合に限って、その上限を超える者の入札参加を制限する条件を定めることができる。

(単独での参加制限)

第6条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合で入札参加の申込みをした場合、当該事業協同組合の組合員は、単独で同じ入札に参加することができない。

(無断取止めによる参加制限)

第7条 入札を無断で取り止めた者は、当該入札の開札の日から起算して20日以内に公告される入札に参加できない。

(入札者の失格)

第8条 次に掲げる場合は、入札者を失格とする。

- (1) 工事費積算内訳書を第1回目の入札の前までに提出がない場合
- (2) 代表者印のない入札書による入札を行った場合
- (3) 委任状に代表者印又は入札の権限を委任された者の印がない場合
- (4) 入札書に誤りがある場合
- (5) 予定価格を公表した入札において、当該金額を超える金額により入札を行った場合
- (6) 再度入札において、直前の入札の最低提示金額以上の金額により入札を行った場合
- (7) 最低制限価格未満の金額により入札を行った場合

(入札辞退)

第9条 入札を辞退する場合の手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札前に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (2) 入札中に辞退する場合は、口頭による申し出又は入札書に辞退の旨を記載し提出すること。

(落札者の保留)

第10条 入札した最低金額が、次に掲げる場合には、落札者の決定を保留する。

- (1) 事前に提出された工事費積算内訳書と第1回目の入札金額が異なる場合
- (2) 入札金額が予定価格と比較して50%未満である場合

附 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。
- 2 高座清掃施設組合条件付一般競争入札等事務取扱基準取扱要領は、廃止する。
- 3 この要領施行の際、旧高座清掃施設組合条件付一般競争入札等事務取扱基準取扱要領の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要領の相当規定によりなす

れた手続きその他の行為とみなす。

## 別表第1（第2条関係）

本店所在区域

第1区域	本店所在地が海老名市内にあり、高座清掃施設組合の入札契約に関する代理人（以下「受任者」という。）を海老名市外に設けていない登録業者
第2区域	本店所在地が海老名市外にあり、海老名市内に受任者を設けている登録業者
第3区域	本店所在地が座間市、綾瀬市、寒川町、大和市、厚木市、伊勢原市、秦野市、愛川町、清川村にあり、受任者を海老名市内に設けていない登録業者及び第1区域又は第2区域に該当しない官公需適格組合である登録業者
第4区域	第1区域から第3区域までに該当しない登録業者

本店等所在区域に関する特記事項

- 1 新たに海老名市内に本店を設けて、競争入札参加資格認定を受けた者の所在区域
  - ・海老名市への本店開設に伴う競争入札参加資格認定後1年以上経過していることを要件として第1区域とし、要件を満たすまでの期間は第2区域とする。
- 2 新たに海老名市内に受任者を設けて、競争入札参加資格認定を受けた者の所在区域
  - ・海老名市への受任者開設に伴う競争入札参加資格認定後1年以上経過していることを要件として第2区域とし、要件を満たすまでの期間は第3区域とする。
- 3 第1区域又は第2区域の登録業者は、海老名市内における実質的な営業実態がある場合に限り、発注区分が第1又は第2区分の案件に参加することができる。

## 別表第2（第3条関係）

設計金額による発注区分

### 【工事及び製造の請負】

発注区分	設計金額	経営事項審査総合評定値 (該当工種)	その他
第1区分	4千万円未満	———	該当工種の特 定建設業許可 を有すること。
	4千万円以上6千万円未満	500点以上	
第2区分	6千万円以上1億円未満	700点以上	
第3区分	1億円以上1億5千万円未満	700点以上	
第4区分	1億5千万円以上2億円未満	800点以上	
	2億円以上	900点以上	

### 【コンサル・一般委託・物品】

発注区分	設計金額
第1区分	1千万円未満
第2区分	1千万円以上2千万円未満
第3区分	2千万円以上3千万円未満
第4区分	3千万円以上